

# 市立診療所の見直しに係る基本方針

平成22年8月

川越市

# 目 次

1	はじめに	1
2	市立診療所の現状	
(1)	沿革及び概要	2
(2)	受診者数の推移	4
(3)	医療機関数の推移	6
(4)	歳入歳出の状況	8
3	市立診療所の見直しに関する基本方針	12
(1)	内科・小児科・整形外科	13
(2)	歯科	13
(3)	休日急患・小児夜間診療	14
(4)	災害や感染症発生時における医療体制	16
(5)	市立診療所の組織体制	16
	資料	
●	川越市長から川越市医療問題協議会への 協議検討依頼（平成22年4月30日）	17
●	川越市医療問題協議会から川越市長への 提言（平成22年7月2日）	18

## 1 はじめに

川越市立診療所（以下「市立診療所」といいます。）は、昭和 48 年に開設された「国民健康保険川越市立診療所」を前身とする公的医療機関\*であり、平成 20 年度までの 36 年間で約 107 万人が利用するなど地域医療の一翼を担ってきました。

その間、市内の一般診療所\*と歯科診療所\*の増加や市立診療所受診者数の減少など、市立診療所を取りまく状況も変化しているほか、公的医療機関として求められる役割の見直しも求められています。さらに開設以来 30 年以上が経過し、建物や設備の老朽化も課題となっています。

また、市立診療所の経営は、診療収入等のほか一般会計からの繰入が恒常化しており、昭和 48 年度から平成 20 年度までの繰入金の実績は 50 億円に達しています。こうした状況から、業務の見直しや人員の削減に取り組んできましたが、市立診療所経営の健全化に向けて、さらなる取組や見直しが求められています。

この基本方針は、市立診療所をめぐる状況の変化や公的医療機関として果たすべき役割を改めて整理するとともに、平成 22 年 7 月に川越市医療問題協議会から提出された市立診療所の今後のあり方に関する提言を踏まえ、市立診療所の見直しに関する基本的な方向性を取りまとめたものです。

---

\* 公的医療機関：医療法第 31 条に基づき都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいいます。

\* 一般診療所：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいいます。

\* 歯科診療所：歯科医師が歯科医業を行う場所であって患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいいます。

## 2 市立診療所の現状

### (1) 沿革及び概要

市立診療所は、既存の川越診療所と芳野診療所を統合して昭和48年11月に開設した「国民健康保険川越市立診療所」が前身となっています。



開設当初は、19床の入院施設を備え、内科・小児科・外科・整形外科・リハビリテーション科を診療科目としていました。その後、歯科（昭和52年）、政府管掌健康保険人間ドック（昭和57年）、川越市国民健康保険人間ドック（昭和59年）を順次開始しました。

昭和63年には入院を休止しましたが、それまで内科外来で実施していた人間ドックを3階の病室を利用して本格的に実施しました。

初期救急医療を担う休日急患・小児夜間診療については、昭和54年に市立診療所の一角に休日急患診療所を開設後、休日夜間診療（昭和58年）と平日小児夜間診療（平成16年）を順次開始しました。

平成18年には「国民健康保険川越市立診療所」と「川越市休日急患・小児夜間診療所」を統合して現在の市立診療所となりました（資料1「市立診療所の沿革」参照）。

#### 【川越市立診療所の概要】

1	所在地	川越市小仙波町2丁目45番地5
2	敷地面積	4,253.54 m <sup>2</sup>
3	建物構造	鉄筋コンクリート造三階建
4	延床面積	1,620.04 m <sup>2</sup>
5	診療科目及び診療時間	
①	一般診療	内科、小児科、整形外科、歯科 月曜日～金曜日 9:00～16:00 (ただし金曜日午後は歯科のみ)
②	休日急患・小児夜間診療	
	・平日夜間（小児科）	月曜日～金曜日 20:00～22:30
	・休日（内科、小児科）	日曜日・祝日・年末年始 9:00～16:00 20:00～23:00
6	病床数	3床（休床中）

## 市立診療所の診療科目、診療時間等

曜日	事業名、診療科目等	診療時間						
		6	9	12	15	18	21	24
月～金曜日	一般診療 (内科、小児科、 整形外科、歯科)		9:00～16:00					
	小児夜間診療 (小児科)						20:00～22:30	
土曜日	休診日							
日曜日・祝日・ 年末年始	休日急患診療 (内科、小児科)		9:00～16:00				20:00～23:00	

### 資料 1

### 市立診療所の沿革

年 月	概 要
昭和 48 年 11 月	川越、芳野両診療所を統合し、現在地（小仙波町 2 丁目）に「国民健康保険川越市立診療所」を開設。
昭和 52 年 4 月	市立診療所において歯科診療を開始。
昭和 54 年 4 月	市立診療所を増築して休日急患診療所を開設し、休日昼間の診療を開始。
昭和 57 年 4 月	埼玉県からの要請により、政府管掌健康保険人間ドックを開始（昭和 59 年から川越市国民健康保険人間ドックを、昭和 60 年からは埼玉県市町村職員共済組合人間ドックを開始）。
昭和 58 年 4 月	休日急患診療所において休日夜間の診療を開始。
昭和 63 年 4 月 5 月	入院を休止。 人間ドックを内科外来から分離し、3 階病室を利用し本格的に実施。
平成 12 年 3 月	病床数を 7 室 19 床から 1 室 3 床に変更
平成 16 年 7 月	平日（月曜日～金曜日）の小児夜間診療を開始。
平成 17 年 4 月	川越市国民健康保険運営協議会が国民健康保険川越市立診療所のあり方について答申書を市長に提出。
平成 18 年 4 月	「国民健康保険川越市立診療所」と「川越市休日急患・小児夜間診療所」を統合し、「川越市立診療所」を開設。
平成 20 年 3 月	人間ドックを廃止。

## (2) 受診者数の推移

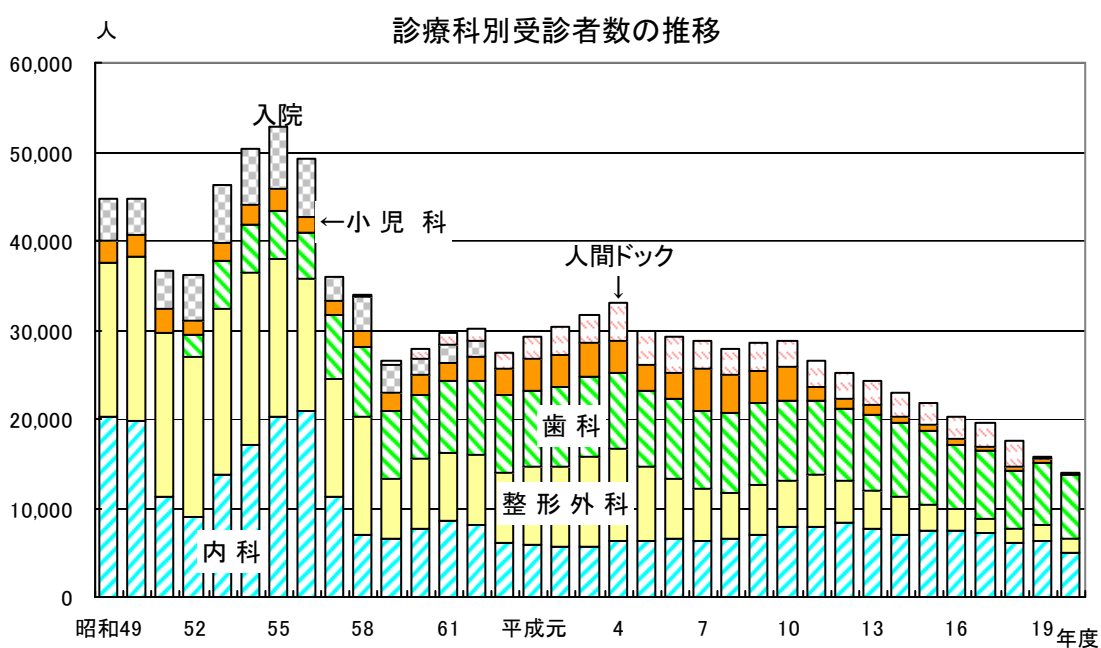
市立診療所の受診者数は、最も多い昭和 55 年度には 52,919 人でしたが、昭和 50 年代後半に内科・整形外科・入院の受診者数が減少した結果、昭和 59 年度には 26,430 人と昭和 55 年度と比較するとほぼ半減しました。

平成元年度以降は、受診者数が 3 万人前後で推移していましたが、平成 5 年度以降は整形外科の受診者数が、平成 11 年度以降は小児科の受診者数の減少が顕著となってきました。

人間ドックの受診者数は安定して推移していましたが、政府管掌健康保険人間ドックへの対応が設備面や人的要因などにより実施が困難となったことを受け、平成 20 年度には人間ドックを廃止しました。その結果、平成 20 年度における市立診療所の受診者数は 13,979 人と昭和 55 年度の約 4 分の 1 にまで減少することとなりました。

なお、歯科は、平成 20 年度現在で 7,002 人の受診者数があり、おおむね安定的に推移しています（資料 2 「診療科別受診者数の推移」参照）。

### 資料 2



### 診療科別受診者数の推移

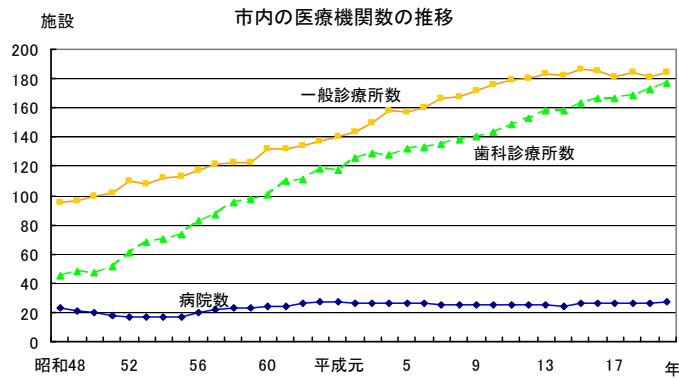
年度	内科	小児科	整形外科	歯科	入院	人間ドック	受診者数合計
昭和49	20,254	2,482	17,292		4,756		44,784
50	19,878	2,509	18,358		4,082		44,827
51	11,292	2,604	18,358		4,443		36,697
52	8,998	1,398	17,878	2,633	5,285		36,192
53	13,710	2,054	18,725	5,279	6,561		46,329
54	17,153	2,227	19,314	5,315	6,391		50,400
55	20,124	2,369	17,775	5,563	7,088		52,919
56	20,976	1,743	14,650	5,336	6,463		49,168
57	11,299	1,561	13,152	7,181	2,738	107	36,038
58	7,025	1,719	13,301	7,787	3,835	334	34,001
59	6,595	2,014	6,704	7,535	3,220	362	26,430
60	7,739	2,085	7,851	7,198	1,956	943	27,772
61	8,539	1,963	7,624	8,088	2,175	1,274	29,663
62	8,031	2,543	7,838	8,486	1,968	1,315	30,181
63	6,152	2,981	7,708	8,850	0	1,758	27,449
平成元	5,878	3,619	8,723	8,579	0	2,362	29,161
2	5,530	3,755	9,062	8,917	0	3,110	30,374
3	5,704	3,743	10,054	8,967	0	3,305	31,773
4	6,348	3,628	10,284	8,450	0	4,377	33,087
5	6,323	2,762	8,265	8,643	0	3,968	29,961
6	6,613	2,927	6,536	9,104	0	3,949	29,129
7	6,329	4,641	5,798	8,772	0	3,155	28,695
8	6,613	4,398	5,096	8,940	0	2,892	27,939
9	7,035	3,721	5,494	9,243	0	3,132	28,625
10	7,850	3,867	5,233	8,915	0	2,959	28,824
11	7,916	1,572	5,810	8,247	0	2,945	26,490
12	8,289	1,202	4,756	8,095	0	2,927	25,269
13	7,542	1,091	4,442	8,441	0	2,793	24,309
14	6,892	822	4,413	8,207	0	2,559	22,893
15	7,309	694	3,066	8,275	0	2,448	21,792
16	7,321	662	2,585	7,127	0	2,536	20,231
17	7,112	428	1,625	7,756	0	2,698	19,619
18	6,162	479	1,380	6,680	0	2,836	17,537
19	6,265	421	1,782	7,062	0	269	15,799
20	4,883	374	1,720	7,002	0	0	13,979
合計	321,679	77,058	312,652	244,673	60,961	61,313	1,078,336

### (3) 医療機関数の推移

市立診療所の前身である国民健康保険川越市立診療所が開設された昭和48年以降の市内の医療機関数は、一般診療所と歯科診療所の増加が顕著になっています。

昭和48年から平成20年までの医療機関数の推移をみると、病院は23施設から27施設（1.17倍）とわずかに増加していますが、一般診療所は95施設から184施設（1.94倍）と2倍近く増加しています。歯科診療所は、45施設から177施設（3.93倍）と4倍近い増加となっています（資料3「市内の医療機関数の推移」参照）。

#### 資料3



	病院数	一般診療所数	歯科診療所数		病院数	一般診療所数	歯科診療所数
昭和48	23	95	45	平成3	26	150	129
49	21	96	48	4	26	158	128
50	20	99	47	5	26	157	132
51	18	102	51	6	26	160	133
52	17	110	61	7	25	167	135
53	17	108	68	8	25	168	138
54	17	112	70	9	25	172	140
55	17	113	73	10	25	176	143
56	20	117	83	11	25	179	149
57	22	121	87	12	25	180	153
58	23	123	95	13	25	183	158
59	23	123	97	14	24	182	158
60	24	132	101	15	26	186	163
61	24	132	110	16	26	185	167
62	26	134	111	17	26	181	166
63	27	137	118	18	26	184	169
平成元	27	140	117	19	26	181	173
2	26	143	126	20	27	184	177

また、昭和48年からの本市人口の推移と市内の医療機関1施設当たりの人口の推移をみると、歯科診療所1施設当たりの人口の減少が顕著になっています。

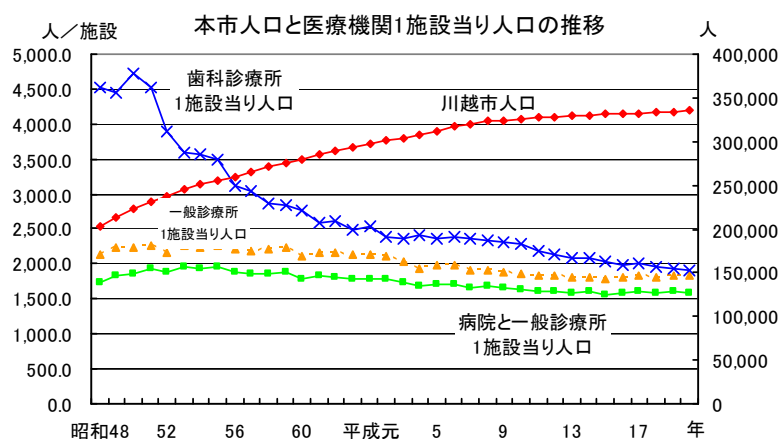


一般診療所 1 施設当りの人口は、昭和 48 年には 2,141.0 人／施設でしたが、平成 20 年には 1,828.3 人／施設（0.85 倍）と緩やかに減少しています。

一般診療所と病院とをあわせた 1 施設当りの人口は、昭和 48 年には 1,723.7 人／施設でしたが、平成 20 年には 1,594.3 人／施設（0.92 倍）と緩やかに減少しています。

歯科診療所 1 施設当りの人口は、昭和 48 年には 4,519.8 人／施設でしたが、平成 20 年には 1,900.6 人／施設（0.42 倍）と半減しています（資料 4 「本市人口と医療機関 1 施設当り人口の推移」参照）。

**資料 4**



\* 川越市人口は、昭和 60 年までは住民登録人口を、昭和 61 年以降は総人口（住民基本台帳人口及び外国人登録人口）の数値を用いています。

本市人口と医療機関1施設当り人口の推移

	川越市人口	病院・一般診療所1施設当り人口	一般診療所1施設当り人口	歯科診療所1施設当り人口		川越市人口	病院・一般診療所1施設当り人口	一般診療所1施設当り人口	歯科診療所1施設当り人口
昭和48	203,392	1,723.7	2,141.0	4,519.8	平成3	304,116	1,727.9	2,027.4	2,357.5
49	213,982	1,828.9	2,229.0	4,458.0	4	307,641	1,672.0	1,947.1	2,403.4
50	222,404	1,868.9	2,246.5	4,732.0	5	312,381	1,707.0	1,989.7	2,366.5
51	230,925	1,924.4	2,264.0	4,527.9	6	316,694	1,702.7	1,979.3	2,381.2
52	238,092	1,874.7	2,164.5	3,903.1	7	320,385	1,668.7	1,918.5	2,373.2
53	244,636	1,957.1	2,265.1	3,597.6	8	322,663	1,671.8	1,920.6	2,338.1
54	250,369	1,940.8	2,235.4	3,576.7	9	324,266	1,646.0	1,885.3	2,316.2
55	255,239	1,963.4	2,258.8	3,496.4	10	325,915	1,621.5	1,851.8	2,279.1
56	259,341	1,893.0	2,216.6	3,124.6	11	326,871	1,602.3	1,826.1	2,193.8
57	264,848	1,852.1	2,188.8	3,044.2	12	328,103	1,600.5	1,822.8	2,144.5
58	271,053	1,856.5	2,203.7	2,853.2	13	329,199	1,582.7	1,798.9	2,083.5
59	276,129	1,891.3	2,245.0	2,846.7	14	330,294	1,603.4	1,814.8	2,090.5
60	280,186	1,796.1	2,122.6	2,774.1	15	331,746	1,564.8	1,783.6	2,035.3
61	284,664	1,824.8	2,156.5	2,587.9	16	332,585	1,576.2	1,797.8	1,991.5
62	290,148	1,813.4	2,165.3	2,613.9	17	332,605	1,606.8	1,837.6	2,003.6
63	294,237	1,794.1	2,147.7	2,493.5	18	332,953	1,585.5	1,809.5	1,970.1
平成元	298,028	1,784.6	2,128.6	2,547.2	19	333,982	1,613.4	1,845.2	1,930.5
2	300,842	1,780.1	2,103.8	2,387.6	20	336,407	1,594.3	1,828.3	1,900.6

※昭和60年までは住民登録人口、昭和61年以降は総人口。いずれも各年10月1日現在。

※施設数は、各年12月31日現在。

(4) 歳入歳出の状況

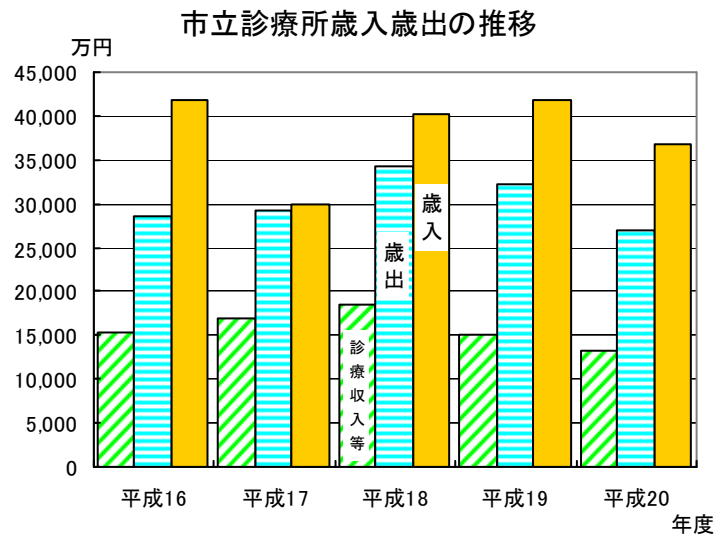
① 総括

平成16年度から平成20年度までの5年間における市立診療所の歳入歳出決算額の推移は次のとおりとなります。

歳入は2億9,936万円から4億1,776万円の範囲で、歳出は2億6,845万円から3億4,363万円の範囲でそれぞれ推移しており、歳入から歳出を差し引いた形式収支では、歳入が歳出を上回る状況となっています。

しかし、内科、歯科等の診療によって得られる収入等から歳出を差し引いた実質収支では1億2,356万円から1億7,197万円の歳出超過となるため、当該超過額に対して一般会計からの繰入金や前年度からの繰越金が充てられています(資料5「市立診療所歳入歳出の推移」参照)。

資料5



単位: 万円

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
歳入	繰越金	11,860	13,128	0	5,778	9,521
	繰入金	14,574	0	21,572	20,941	13,927
	診療収入等(a)	15,341	16,808	18,569	15,034	13,264
	小計(b)	41,776	29,936	40,141	41,753	36,713
歳出	人件費	22,139	21,511	26,602	24,829	21,508
	運営管理費	1,724	2,668	3,251	3,244	1,541
	医業費	4,784	4,985	4,508	4,157	3,795
	小計(c)	28,648	29,165	34,363	32,232	26,845
形式収支(b-c)	13,128	771	5,778	9,521	9,867	
実質収支(a-c)	▲ 13,306	▲ 12,356	▲ 15,793	▲ 17,197	▲ 13,581	

※1 平成17年度までは休日急患・小児夜間診療特別会計分を含まず。

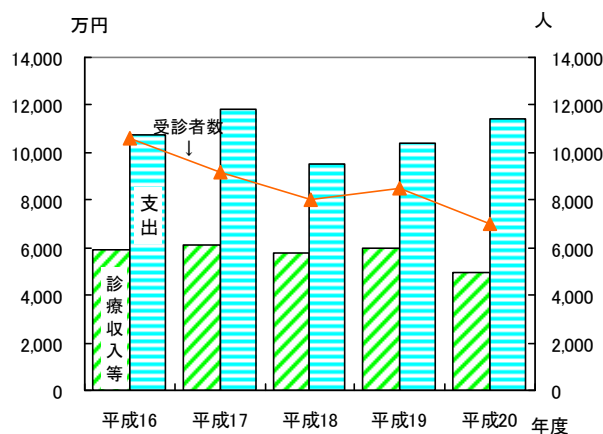
※2 端数処理に伴い、各項目の合計や収支差は実際の値と一致しない場合がある。

## ② 内科・小児科・整形外科の収支状況

平成16年度から平成20年度までの5年間における内科・小児科・整形外科の収支状況をみると、診療収入等は平成16年度から平成19年度までは6,000万円前後で推移していましたが、平成20年度は内科受診者数の減少などにより4,988万円と前年度と比較して約1,000万円下回りました。支出は、平成18年度を除き1億円を超える額で推移しています。歳出超過額は平成20年度では6,402万円となっています（資料6「内科・小児科・整形外科の収支状況」参照）。

### 資料6

内科・小児科・整形外科の収支状況



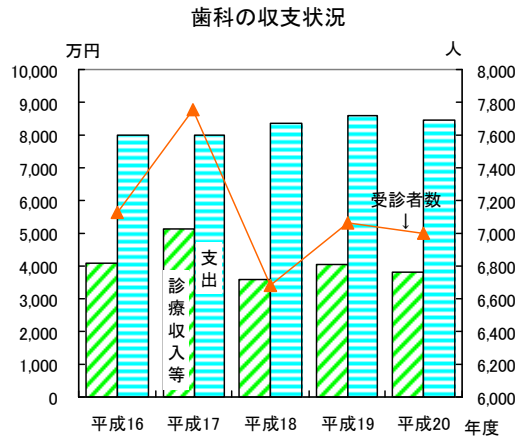
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
診療収入等	5,905	6,115	5,756	5,965	4,988
支出額	10,718	11,843	9,545	10,417	11,391
収支差	▲4,812	▲5,727	▲3,789	▲4,451	▲6,402
受診者数(人)	10,568	9,165	8,021	8,468	6,977

※ 各年度の支出額には、科別支出額に応じた事務費が加算されている。

## ③ 歯科の収支状況

平成16年度から平成20年度までの5年間における歯科の収支状況をみると、診療収入等は平成17年度を除き、3,500万円から4,000万円余りで推移しています。支出は平成16年度から平成19年度まで増加傾向にありましたが、平成20年度は8,450万円とわずかに減少しています。歳出超過額は平成18年度以降4,500万円を超える額で推移しています（資料7「歯科の収支状況」参照）。

**資料 7**



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
診療収入等	4,089	5,126	3,593	4,043	3,811
支出額	8,001	8,022	8,349	8,595	8,450
収支差	▲ 3,912	▲ 2,896	▲ 4,755	▲ 4,551	▲ 4,639
受診者数(人)	7,127	7,756	6,680	7,062	7,002

※ 各年度の支出額には、科別支出額に応じた事務費が加算されている。

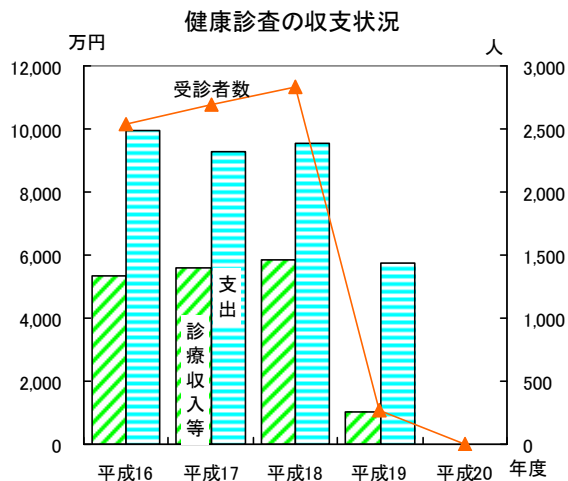
**④ 健康診査の収支状況**

平成16年度から平成19年度までの4年間における健康診査の収支状況をみると、診査収入等は平成16年度から平成18年度まで5,000万円台で推移していましたが、平成19年度は、政府管掌健康保険人間ドックを廃止したため、前年度から約4,800万円の減少となる1,041万円となりました。

支出も診査収入等と同様に平成19年度は前年度と比べて約3,750万円の減少となる5,762万円となりました。

平成20年度にはすべての人間ドックを廃止しました(資料8「健康診査の収支状況」参照)。

**資料 8**



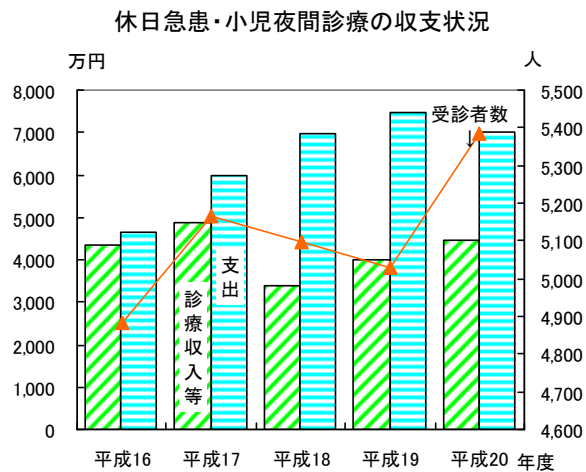
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
診査収入等	5,346	5,566	5,838	1,041	0
支出額	9,928	9,299	9,513	5,762	0
収支差	▲ 4,581	▲ 3,733	▲ 3,675	▲ 4,721	0
受診者数(人)	2,536	2,698	2,836	269	0

※ 各年度の支出額には、科別支出額に応じた事務費が加算されている。

### ⑤ 休日急患・小児夜間診療の収支状況

休日急患・小児夜間診療の収支状況をみると、診療収入等は3,380万円から4,464万円へと増加傾向にあります。支出は平成19年度まで増加傾向にありましたが、平成20年度には7,003万円と減少しています。歳出超過額は、診療収入等の増加に伴い減少傾向にあります（資料9「休日急患・小児夜間診療の収支状況」参照）。

#### 資料9



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
診療収入等	(4,360)	(4,878)	3,380	3,984	4,464
支出額	(4,662)	(5,962)	6,954	7,457	7,003
収支差	(▲ 301)	(▲ 1,084)	▲ 3,573	▲ 3,472	▲ 2,539
受診者数(人)	(4,882)	(5,167)	5,098	5,029	5,386

※ 平成18年度以降の支出額には、科別支出額に応じた事務費が加算されている。

### 3 市立診療所の見直しに関する基本方針

平成 18 年 3 月に策定した「川越市保健医療計画」では、公的医療機関の役割として「民間の医療機関では困難な医療サービスを提供すること」と位置付けています。

「2 市立診療所の現状」で述べたような受診者数の減少、民間医療機関の充実、市立診療所の歳入歳出の状況とともに、公的医療機関としての役割を踏まえ、市立診療所が提供すべき医療サービスのあり方や組織体制について次のとおり見直しを行うこととします。

#### 川越市保健医療計画（抄）

##### 第 4 章 基本計画

##### 基本目標 3 医療資源の充実

##### 主要課題(1) 医療施設の整備

##### 施策 1 公的医療機関の整備

市立診療所は、国保直診施設として、内科・小児科・整形外科及び歯科の診療と健康診断を行っています。歯科については、障害者（児）の診療も積極的に実施しています。

休日急患・小児夜間診療所では、休日の昼間及び夜間の内科・小児科診療と平日夜間の小児科診療を行っています。

市立診療所が国保直診施設としての役割を終えたとされたことを踏まえ、当面、休日急患・小児夜間診療所と一体化し、（仮）市立診療所として診療を行います。

また、今後は、公的医療機関の役割が、民間の医療機関では困難な医療サービスを提供することであることを踏まえ、（仮）川越市立診療所の機能等について検討し、整備を図ります。

さらに、市立診療所及び休日急患・小児夜間診療所は、施設が老朽化しているため、新たに施設・設備の整備を図ります。

	事業名	事業内容	方向性
1	（仮）市立診療所の機能の整備	施設の機能について検討し、整備を図ります。	—
2	（仮）市立診療所の施設・設備の整備	施設・設備の整備について、次の項目を中心に検討し、推進します。 ○ （仮）市立診療所の今後の施設整備の推進の必要性について	拡充

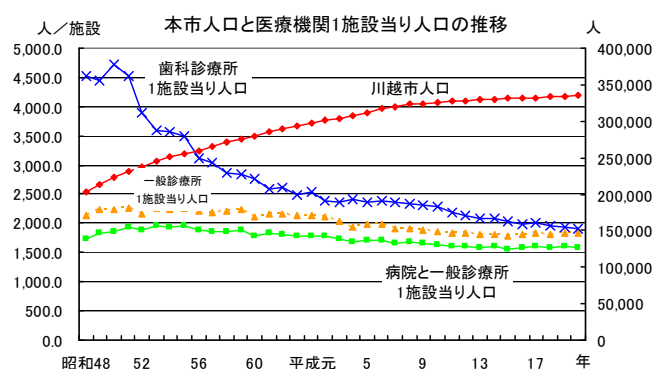
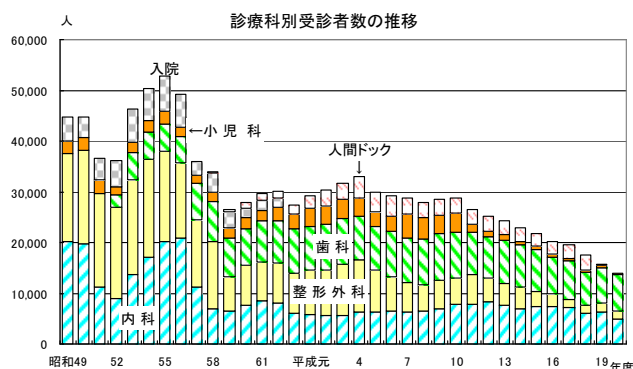
## (1) 内科・小児科・整形外科

市立診療所の診療別受診者の推移をみると、内科・小児科・整形外科の受診者数は最も多い時期の1割弱から2割程度にまで減少しています。

また、昭和48年の国民健康保険川越市立診療所開設後、病院と一般診療所をあわせた医療機関数は増加傾向にある一方で、病院と一般診療所をあわせた1施設当りの人口は減少傾向にあります。

これまで実施してきた平日昼間における「内科・小児科・整形外科」は、民間医療機関に委ねることとし、市立診療所の「内科・小児科・整形外科」は平成23年度をもって終了するものとします。

なお、「内科・小児科・整形外科」の受診者に対しては、周辺の医療機関を案内するなど事前の十分な情報提供等を図るものとします。



## (2) 歯科

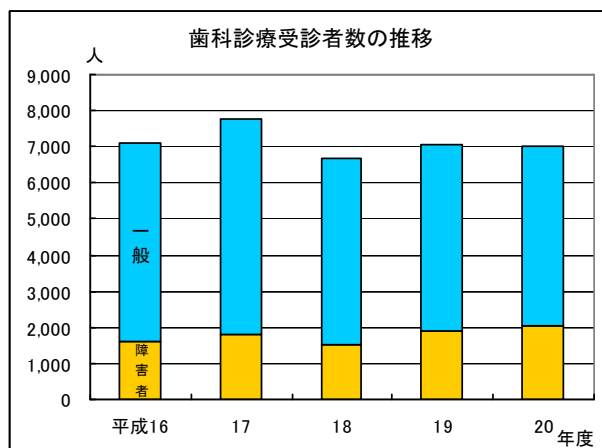
民間の歯科診療所数は増加傾向にあり、歯科診療所1施設当りの人口も市立診療所開設時と比較しても半減していることから、民間の歯科診療所の充実が顕著になっています。

現在市立診療所で実施している歯科においては、一般の受診者の占める割合は大きいものの、民間の歯科診療所では実施しにくい障害者（児）に対する歯科診療を実施するなど、公的医療機関として民間医療機関では困難な医療サービスを提供しています。

県内でも障害者（児）に対する歯科診療を実施する医療機関は少ないこともあり、平成18年度以降歯科診療受診者数に対する障害者の占める割合が上昇する傾向にあります。

これまで実施してきた歯科は、障害者（児）への歯科診療を基本として公的医療機関としての役割を引き続き担っていくものとし、ます。歯科診療所は、平成23年度に総合保健センター内を改修して平成24年度から本格的に業務を開始するものとし、ます。現在の市立診療所での歯科診療の実施は平成23年度までとし、ます。

なお、適切な医療体制を継続的に確保するため、川越市歯科医師会など関係機関の協力を得て環境整備に努めるものとし、ます。



歯科診療患者数の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
一般	5,503	5,962	5,158	5,170	4,966
障害者	1,624	1,794	1,522	1,892	2,036
合計	7,127	7,756	6,680	7,062	7,002

### (3) 休日急患・小児夜間診療

休日急患・小児夜間診療は、川越市医師会、川越市薬剤師会等の協力により、軽症の急病患者を対象として内科・小児科の応急診療を行っています。

休日急患診療の受診者数は、平成18年度以降増加傾向にあり、特に内科の受診者数は平成16年度以降毎年度増加しています。



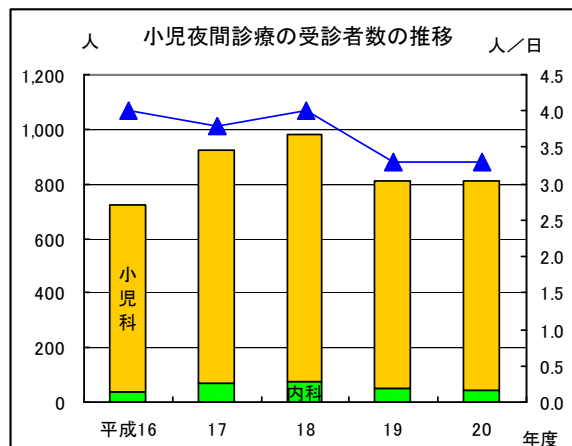
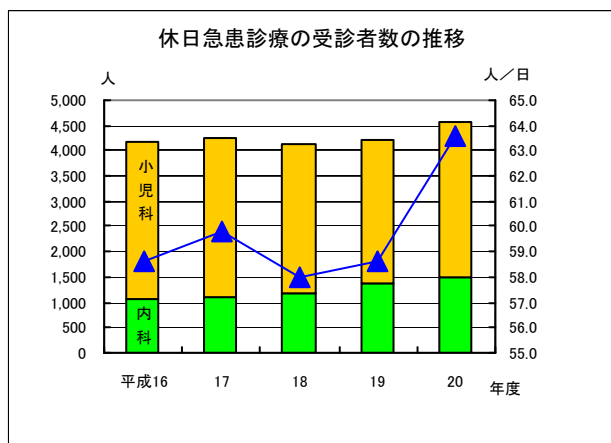
小児夜間診療の受診者数は平成 19 年度以降横ばいで推移しているものの、受診者数は年間 800 人を超える状況となっています。

今後も充実した救急医療体制を構築するためには、初期救急医療体制、第二次救急医療体制、第三次救急医療体制の役割を明確にし、医療機関相互の連携を強化する必要があります。また、市立診療所は老朽化という課題もあり、施設を継続して利用するためには多額の経費が必要になると見込まれます。

これまで実施してきた休日急患・小児夜間診療は、平成 24 年度から川越市医師会を運営主体として初期救急医療の充実に努めてまいります。

なお、休日急患・小児夜間診療所は、川越市医師会が小仙波町の清掃事業所跡地に整備する看護専門学校等の複合施設内に開設するものとします。

また、救急医療体制における連携の充実強化については、引き続き川越市医師会、埼玉医科大学総合医療センターなどの関係機関の協力を得て実施していくこととします。



休日急患診療

	内科	小児科	受診者数合計
平成16	1,081	3,081	4,162
17	1,102	3,144	4,246
18	1,185	2,933	4,118
19	1,389	2,828	4,217
20	1,477	3,099	4,576

小児夜間診療

	内科	小児科	受診者数合計
平成16	40	680	720
17	66	855	921
18	73	907	980
19	51	761	812
20	41	769	810

#### (4) 災害や感染症発生時における医療体制

本市の災害時における医療体制は、「川越市地域防災計画」に基づき整備していくこととなります。本市と川越市医師会等とは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」（昭和 61 年 9 月）と「災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定書」（平成 5 年 4 月）を締結し、災害時における医療救護班の派遣や医薬品の備蓄供給を実施することとしています。

災害時や新型インフルエンザの発生など緊急時における医療は、負傷者や感染者に対し、可能な限り救急医療が迅速かつ円滑に実施することが求められています。このため、初動期の応急診療拠点を設置するとともに、医療救護班の編成など初動体制を整備することが必要となります。

災害や感染症発生時における医療体制は、川越市医師会が小仙波町の清掃事業所跡地に整備する休日急患・小児夜間診療所を拠点として、川越市医師会をはじめとする関係機関とともに充実強化を図ることとします。

#### (5) 市立診療所の組織体制

市立診療所が今後障害者（児）への歯科診療を基本として公的医療機関としての役割を担っていくことに伴い、適切な業務執行体制となるよう市立診療所の組織体制を見直します。

# [資料]

川保医発第 35 号

平成22年4月30日

川越市医療問題協議会

会長 山口 現 朗 様

川越市長 川 合 善 明



## 市立診療所の今後のあり方について

川越市医療問題協議会規程（昭和56年告示第80号）第1条の規定に基づき、市立診療所の今後のあり方について協議検討を求めます。

# [資料]

平成22年7月2日

川越市長 川 合 善 明 様

川越市医療問題協議会  
会長 山 口 現



## 市立診療所の今後のあり方について（提言）

平成22年4月30日付け川保医発第35号をもって協議検討を求められた標記の件につきましては、下記のとおり提言します。

### 記

当協議会は、市長から提出された「市立診療所の今後のあり方について（方針案）」を基に慎重に協議検討を重ねてまいりました。

その結果、本市の地域医療を推進する上で、「市立診療所の今後のあり方について」に示された方針は、おおむね妥当であると判断いたします。

なお、市立診療所機能の見直しに向けた取組においては、障害者（児）を中心とした歯科診療を担う公的医療機関の役割を十分考慮するとともに、あわせて、救急医療やワクチンの公費助成など市民が必要とする医療サービスの充実にも取り組まれますよう要望いたします。

## 川越市医療問題協議会における意見

### 1 平日の夜間診療について

- ・土曜日の小児夜間診療の実施などによる小児科医療の充実  
はよいことであるが、新しい形で休日急患・小児夜間診療  
を実施する場合には、平日夜間における大人向けの診療を  
行うことも検討していただきたい。

### 2 公的医療機関としてのあり方について

- ・民間医療機関に委ねるべきものは委ね、公的医療機関では  
民間医療機関で実施が困難な医療サービスの提供に努める  
べきである。
- ・税金で賄われている公的医療機関は、本来担うべき役割を  
踏まえた上で必要な医療の確保に努めてもらいたい。

### 3 医療サービスの充実について

- ・市立診療所のあり方を見直す中で、救急医療の充実やワク  
チンの公的助成など市民が必要とする医療サービスの充実  
に努めてもらいたい。
- ・小児救急医療は、市民にとっても必要不可欠な医療である  
ことから充実を努めてもらいたい。
- ・小児救急医療や障害者歯科についてはその特殊性を明確に  
するとともに、重点的に取り組んでいくことも必要である。